

台湾における外国人労働者への社会保険法の適用

——立法院での外国人労働者への適用をめぐる議論の検討をとおして

根 岸 忠

目次

はじめに

I 台湾における外国人労働者の現状及び受入れの法的枠組み

II 台湾における外国人労働者への社会保険制度の適用

おわりに

はじめに

日本と同様に、台湾でも外国人労働者が増えているが、彼らは病気やけが、労働災害や失業といった生活上の困難に直面することから、社会保障制度の適用が問題となる。しかし、台湾は、国際連合・ILOのいずれにも加盟しておらず、これら機関が採択した社会保障に関する内外人平等を求める条約から排除される。それゆえ、台湾政府には、国際法上、当然に同労働者に台湾人と同一の制度を適用する義務は存しない。

もともと、社会保障制度によっては、外国人労働者に適用されているものもあるため、そのすべてから排除されているわけではない。ただし、このように考えるにせよ、台湾政府はいかなる考えに基づき、その適用の可否を決定しているのだろうか。本稿は、立法院（国会に相当）の議事録の検討をとおして、それを明らかにしようとするものである。

まず、政府による統計資料から外国人労働者の現状を見た上で、台湾における社会保障制度を概観し、ついで、立法院の議事録を検討しながら、同労働者への各制度の適用、なかでも医療保険等の社会保険制度に焦点をあてて分析する（以

下の URL の閲覧日はいずれも令和 5 年 7 月 31 日である)¹⁾。

I 台湾における外国人労働者の現状及び受入れの法的枠組み

ここでは、政府の統計資料に基づき、外国人労働者の現状を見よう（以下、いずれも 2023 年 6 月時点の数値である）。

(1) 外国人労働者の概要

合法的に滞在している（非熟練労働者 [移住勞工、略して〈移工〉という]、熟練労働者 [專業人士] いずれも含む）外国人労働者数は 786,725 人（非熟練労働者 739,496 人、熟練労働者 47,229 人）²⁾ であり、非熟練労働者がその大半を占めている。

①非熟練労働者

産業移工（製造・建設・農林業等従事者 512,146 人）と社福移工（介護・家事従事者 227,350 人）とに大別される³⁾。前者（産業移工）は製造業従事者 476,903 人、建設業労働者 19,998 人、農林漁業等従事者 15,245 人⁴⁾、後者（社福移工）は介護労働者 225,698 人、家事労働者 1,652 人である⁵⁾。このように、非熟練労働者のなかでも製造業従事者及び介護労働者が多い。

性別で見ると、産業移工では男性 372,359 人、女性 139,787 人、社福移工では男

1) 本稿は、拙稿「台湾における外国人への社会保障制度の適用—社会保険に焦点をあてて」アジア法研究 2020/2021 14号・15号合併号（令和 5 年）175頁以下に、加筆修正を行ったものである。

2) 中華民國勞動部「勞動統計月報」（<https://www.mol.gov.tw/statistics/2452/2453/>）の「表 12-1 産業及社福移工人數—按開放項目分」及び「表 12-10 外國專業人員—按性別及申請類別分」。

3) 中華民國勞動部「表 12-1 産業及社福移工人數—按開放項目分」、前掲注 2) URL。

4) 中華民國勞動部「表 12-2 産業及社福移工人數—按産業分」、前掲注 2) URL。

5) 同上。

性1,873人、女性225,477人となっており⁶⁾、性別によって従事する産業に違いがある。産業移工では男性労働者が多い一方、社福移工では女性労働者がそのほとんどを占める。

国籍別では、インドネシア259,558人、ベトナム259,088人、フィリピン152,529人、タイ68,318人、その他3人であることから⁷⁾、ベトナム、インドネシア、フィリピンの3か国で非熟練労働者の大半を占める。産業移工では、ベトナム231,817人、フィリピン124,311人、インドネシア88,115人、タイ67,900人、その他3人、社福移工では、インドネシア171,443人、フィリピン28,218人、ベトナム27,271人、タイ418人となっている⁸⁾。産業移工ではベトナム人、社福移工ではインドネシア人が多い。

②熟練労働者

その数は47,299人である⁹⁾。専門技術職30,477人、商務（履契）7,417人、語学学校の教員3,569人、華僑・外国人が設立する事業に従事する管理者3,317人、宗教・芸術関係従事者2,263人、運動選手256人であることから¹⁰⁾、専門技術職が大半を占める。また、男性34,021人、女性13,278人というように¹¹⁾、男性がきわめて多い。

国別で見ると、マレーシア7,535人、日本6,532人、インドネシア4,789人、ベトナム3,481人、アメリカ3,016人、香港2,996人、インド2,607人、タイ1,986人、フィリピン1,956人、イギリス1,731人、韓国1,690人、の順となっている（1,000人以上の国のみ¹²⁾）。これまで我が国やアメリカからの労働者が多かったが、マ

6) 同上。

7) 中華民国労働部「表12-4 産業及社福移工人数—按行業及国籍分」、前掲注2) URL。

8) 中華民国労働部「表12-3 産業及社福移工人数—按国籍分」、前掲注2) URL。

9) 中華民国労働部「表12-10 外国専門人員—按性別及申請類別分」、前掲注2) URL。

10) 同上。

11) 同上。

12) 中華民国労働部「表12-12 外国専門人員—按核准機關及国籍分」、前掲注2) URL。

レーシア第1位、インドネシア第3位、ベトナム第4位となっているように、東南アジアからの熟練労働者が増加している。こうした傾向は、台湾政府が2016年から実施している新南向政策の影響があるといえよう¹³⁾。

(2) 受入れの法的枠組み

外国人労働者受入れの法的枠組みを見よう。台湾政府の基本方針は、非熟練労働者・熟練労働者ともに受入れ、非熟練労働者と熟練労働者は異なる扱いを行うというものである。すなわち、前者は厳格な規制を行う一方、後者は一定期間経過後永住許可申請を認めるといように、前者に比べ優遇している。

まず、非熟練労働者から見ることにしよう。同労働者の受入れは、1980年代後半の戒厳令解除前後の経済発展に伴う人手不足から、1989年に政府が14重大建設事業実施に関する労働力需要に対する計画（十四項重要建設工程人力需求因應措施方案）を策定したことに始まり、大規模な公共工事、1991年には一般の建設業や製造業でも受入れを開始するに至った¹⁴⁾。ただし、こうした方法による受入れでは法的根拠が不明確であったことから、1992年に就業サービス法（就業服務法）、同法の施行規則である、外国人の雇入れ並びに許可及び管理に関する辦法（外国人聘僱及許可管理辦法）¹⁵⁾ が制定された^{16),17)}。くわえて、就業サービス法に基づき、1992年から介護労働者の受入れも始まった¹⁸⁾。非熟練労働者はインド

13) 新南向政策については、新南向政策專網 (<https://newsouthboundpolicy.trade.gov.tw/>) 参照。新南向政策における人材受入れに関しては、行政院經貿談判辦公室「新南向政策中文說明手冊」10頁以下参照。

14) 吳惠林、王素鸞「外籍勞工在臺灣的趨勢、經濟關聯與政策」人口學刊22号（2001年）52頁。

15) 中央法規標準法3条により、「規程」、「規則」、「細則」、「辦法」、「綱要」、「標準」及び「準則」が命令である。

16) 2003年に廃止され、代わりに同年に現行の使用による外国人の雇入れの許可及び管理に関する辦法（雇主聘僱外國人許可及管理辦法）が制定された。

17) 黃仁德、鍾建屏、王鍵炫「労働部委託研究 國際上外籍勞工政策與最低（基本）工資制度之關連性」（2015年）13頁。

18) 我が国と異なり、居宅介護労働者がそのほとんどを占める。この点について、くわしくは拙稿「台湾における居宅介護労働者の労働条件保護—居宅介護労働者への労働法の適用の」

ネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、モンゴルと協定を締結し受入れているが、マレーシア及びモンゴルからはほとんどおらず、事実上、この2か国を除いた4か国からの受入れとなっている。

ついで熟練労働者を見よう。台湾政府は、さらなる経済発展のためにその受入れに積極的である。駐在員等の同労働者の受入れは、公民営事業における外国人又は華僑の雇入れに関する辦法（公民営事業申請聘僱外籍或僑居國外人員辦法）¹⁹⁾ が1961年に制定されたことに始まる。現在は就業サービス法、使用者による外国人雇入れの許可及び管理に関する辦法（雇主聘僱外國人許可及管理辦法）、及び2017年制定の外国専門人材の招致及び雇用に関する法律（外國專業人才延攬及雇用法、以下「専門人材法」という）を根拠としている。

くわえて、我が国の出入国管理及び難民認定法に相当する、入出国及び移民法（入出国及移民法）上、熟練労働者は、毎年183日を超えて5年台湾に滞在すれば永住許可申請を行うことができる一方、非熟練労働者は、永住のために必要な期間に就労期間を算入できない（25条）ことから、当該申請はできない。また、就業サービス法上、熟練労働者が就労できる期間は3年であるが、延長できる一方、介護以外の非熟練労働者は最長12年、介護労働者は最長14年就労できるのみである（52条）。

(3) 小括

非熟練労働者はインドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ4か国出身者がほとんどを占める一方、熟練労働者は、日本のほかにアメリカ、インド、韓国、イギリス出身者がいるが、近時、非熟練労働者と同様に、東南アジア出身者が増加している。

↘あり方をめぐる議論の検討をとおして」季刊労働法260号（平成30年）70頁以下参照。

19) 1996年廃止、<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=J0040006>。

II 台湾における外国人労働者への社会保険制度の適用

外国人労働者への適用について見る前に、台湾の社会保険制度を概観する。なお、以下に見るように、強制加入の退職金は実質的に社会保険化されていることから、本稿ではそれも合わせて検討することとしよう。

(1) 台湾の社会保険制度

台湾の社会保険制度は、被用者保険と住民保険とからなる。すなわち、軍人、公務員、教職員及び民間企業の労働者という被用者別の制度と自営業者等が加入する制度に大きく二分される。軍人、公務員・教職員及び労働者といった職業別の被用者保険は、我が国のかつての船員保険と同様に、もともとは医療、年金、労災及び失業という各種保険事故に対し給付を行う総合保険の形式をとっていた²⁰⁾。

①国民健康保険

かつて各被用者保険に医療給付が存在していたが、こうした複雑な仕組みを解消し、全国民にあまねく公的医療保障を提供するとの目的から、1995年に国民健康保険法（全民健康保険法）が制定された。

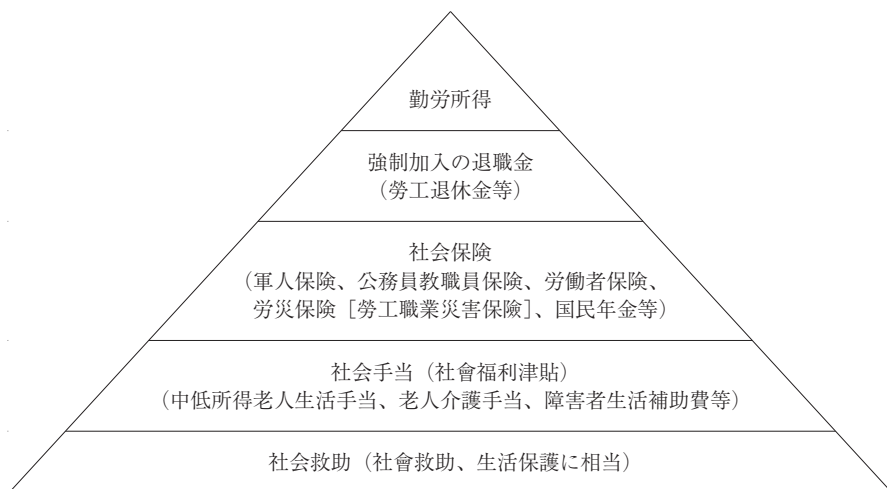
保険者は、衛生福利部（我が国の旧厚生省に相当）の外局である中央健康保険署である（全民健康保険法7条）。被保険者は、過去2年以内に台湾に居住していた者、6か月継続して台湾に居住している者、被用者、台湾で出生した者等であり（同法8条1項、9条）、職業等によってつぎの6つに分類される。すなわち、公務員、被用者、事業主、自営業者等（第1類）、外国籍の船員等（第2類）、

20) 沿革について、くわしくは拙稿・前掲注1) 論文179-180頁参照。また、民主化前から2000年代の社会保障制度に関しては、上村泰裕『福祉のアジア—国際比較から政策構想へ』（名古屋大学出版会、平成27年）122-129頁参照。

農業従事者等（第3類）、兵役に就いている者等（第4類）、低所得世帯に属する者（第5類）及び退役軍人等（第6類）である（同法10条）。給付には疾病、傷病及び出産に関するものがある（同法40条以下）。

②労働者保険・退職金・国民年金

台湾の所得保障制度は、軍人が加入する軍人保険（軍人保険）、公務員や公私立学校の教職員が加入する公務員教職員保険（公教人員保険）、5人以上の労働者を使用する民間企業の労働者が加入する労働者保険（勞工保険）、及びこれら被用者保険の対象とならない25歳以上65歳未満の自営業者等が対象となる国民年金（國民年金）から構成される。ただし、労働者保険は、職業別組合（職業工會）に加入している自営業者（自營業者）等も被保険者となる。くわえて、被用者保険の被保険者には、2階部分として強制加入による労働者退職金（勞工退休金）等の退職金制度が存在するため、国民年金の被保険者との間に老後の所得保障に大きな差が生じている（図表参照）。



図表：台湾における所得保障の構造

1) 労働者保険

保険者は労働部（我が国の旧労働省に相当）の外局である労働者保険局（勞工保険局）である（労働者保険条例〔勞工保險條例〕²¹⁾ 5条）。被保険者は、5人以上の労働者を雇用する事業場等で就労する15歳以上65歳未満の者であり（同條例6条1項）、また、外国人も適用対象となる旨明文で規定されている（同条3項）。給付は、出産給付（生育給付）、傷病給付、障害給付（失能給付）、63歳以上の者に支給される老齢給付（老年給付 受給資格期間が15年以上の者には老齢年金給付〔老年年金給付〕、15年未満の者には老齢一時金給付〔老年一次金給付〕が支給される）及び被保険者の死亡時に一定の遺族に支給される死亡給付からなる（同條例2条1号）。

2) 強制加入の退職金

新旧2つの制度からなる。旧退職金制度は労働基準法（労働基準法、以下「労基法」という）に基づき、同一の事業主に一定期間継続して雇用され、かつ一定の年齢に達した場合に当該事業主が支払う（①15年以上継続勤務している55歳以上の者、②25年以上継続勤務している者、③10年以上継続勤務している60歳以上の者、のいずれかに該当することが必要である。同法53条以下）のに対し、新退職金制度は、2004年に制定された労働者退職金条例（勞工退休金條例）を根拠とし、政府（労働者保険局）が労働者に支払うものであって、かりに労働者が転職しても加入期間が通算される、すなわちポータビリティがある。これは、前者だと中小企業が多く、事業主に支払う資力が乏しいこと、また、在職年数が短いため、受給資格を得ることのできない労働者が多いことから、後者が制度化された。

旧退職金制度は、外国人を含む労基法が適用される者であれば、その対象となるのに対し、新退職金制度では、①中華民国籍を有する者、②台湾人と婚姻し、

21) 中央法規標準法2条により「法」、「律」、「條例」及び「通則」が法律である。我が国の条例に相当するものは「自治條例」と呼ばれる。

かつ在留資格を有し、台湾で就労する外国人、中国人、香港人又はマカオ人、③台湾人配偶者と離婚又は当該配偶者の死亡後も台湾で就労する外国人、中国人、香港人又はマカオ人、④②及び③に掲げる以外の外国人であって、出入国及び移民法に基づき永住許可が認められ、かつ台湾で就労する者、のいずれかに該当する者が対象となる（同條例7条1項）。また、中華民国籍を有する自営業者等は任意で加入することができる（同条2項）。60歳以上であって、加入期間15年以上の者は月額給付金（月退休金）又は一時金（一次退休金）のいずれかを受給することができるが、同期間15年未満の者は一時金を受給することができるにとどまる（同條例24条-2）。なお、新退職金制度施行前から雇用されていた者が、同制度に基づく退職金の受給を選んだ場合には、旧退職金制度に基づく退職金を受給することはできず（同條例10条）、新退職金制度施行後に雇用された者は、同制度の対象となる（同條例8条1項）。

3) 国民年金

衛生福利部が制度設計及び法令の解釈を行うが²²⁾、実際の事務は労働部労働者保険局に委託されているため、当該保険局が保険者となっている（国民年金法4条）。被保険者は、軍人保険、公務員教職員保険、労働者保険等の対象とならない25歳以上65歳未満の自営業者等である（同法7条）。給付には、65歳以上の者に支給される老齢年金給付（老年給付）、出産給付（生育給付）、身心障害年金給付（身心障礙年金給付）、葬祭給付（喪葬給付）及び遺族年金給付（遺屬年金給付）がある（同法2条）。

③労災保険

2021年に制定、翌2022年5月に施行された労働災害保険及び労働者の保護に関する法律（勞工職業災害保険及保護法）によって、それまで労働者保険条例に規

22) 中華民國勞動部勞工保險局 (<https://www.bli.gov.tw/0019852.html>)。

定されていた労災補償部分が独立した²³⁾。

保険者は労働部労働者保険局であり（同法2条1項）、被保険者は営業許可等を認められた事業主に雇用される15歳以上の労働者であって（同法6条）、その適用に際して、人数要件はない。また、外国人労働者も適用対象となる旨定められている（同法11条）。給付としては、医療給付、傷病給付、障害給付（失能給付）、死亡給付及び被保険者が事故に遭遇し、行方不明となった場合に家族に支給される失踪給付（失踪給付）がある（同法26条以下）。

④就業保険

我が国の雇用保険に相当するのが就業保険（就業保険）である。保険者は労働者保険局、被保険者は、15歳以上65歳未満であって、①中華民国籍を有する者（就業保険法5条1項1号）、②台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有し、台湾で就労する外国人、中国人、香港人又はマカオ人（同項2号）である。

給付には、自らの意思によらずに離職した場合に一定額が最長6か月間支給される失業給付、失業給付の受給資格者が当該給付の支給残日数が100分の50以上あり、職業に就いた場合に支給される早期就職補助手当（提早就業奨助津貼）、職業訓練を受講した者にその期間一定額が最長6か月間支給される職業訓練生活手当（職業訓練生活津貼）、育児休業を取得した者に最長6か月間支給される育児休業手当（育嬰留職停薪津貼）、国民健康保険保険料の補助がある。

23) 同法の制定経緯については、孫迺翊「重返社會保險之路—簡評勞工職業災害保險及保護法之立法及其對勞工職業災害法制發展之意義」台湾法律人4号（2021年）64頁、林偉如「勞工職業災害保險及保護法下職災保險加入新制及幾個法律問題（1）」萬國法律245号（2022年）12-13頁参照。

(2) 外国人労働者への社会保険制度の適用²⁴⁾

ここでは、各制度における外国人労働者への適用の可否を見た上で、同労働者への適用に関する立法院の審議を見てみることにしよう。

①国民健康保険

本来、來台後6か月経過しなければ加入することができないが（全民健康保険法9条1項1号）、台湾で就労が認められた者は、ただちに加入することができる²⁵⁾。

このように、外国人労働者は同保険に加入することができるが、国民健康保険法制定時の立法委員（国会議員に相当）提出法案を見る限り、同労働者が加入対象となるか明確ではない。しかし、被扶養者に関する同法案8条3項が外国人労働者の被扶養者の加入について、また、被保険者資格の喪失に関する同10条1項6号が、同労働者が解雇された場合を明記している点もあわせ鑑みれば²⁶⁾、外国人労働者も被保険者とすることは当然の前提とされていたといえよう。すでに述べたように、その背景には、1989年から外国人非熟練労働者の受入れが開始され、その数が急速に増えていたことがある²⁷⁾。前記法案の後に提出された行政院

24) 外国人労働者への社会保障の適用については、蔡宜縉「在臺外國人社會安全保障之研究」人力規劃及發展研究報告第19輯（2019年）173-174頁、中川純「外国人非熟練労働者に対する社会保険の適用—日本と台湾」現代法学42号（令和4年）153頁以下参照。

25) 中華民國衛生福利部中央健康保險署 https://www.nhi.gov.tw/Content_List.aspx?n=5A3162374D2B70C0&topn=5FE8C9FEAE863B46参照。

なお、外国人労働者の被扶養者の加入については、拙稿・前掲注1）論文183頁参照。

26) 立法院議案關係文書、院總第1569號、委員提案第634號（82年1月8日）7、10頁。

別の立法委員から提出された法案では、被扶養者に関する定めはなく、対象者の範囲が狭いが、外国人労働者の適用を除外する旨の定めはないことから、「被用者」（同法案6条1号）に当然含まれると解することができよう。立法院議案關係文書、院總第1569號、委員提案第655號（82年3月16日）138頁参照。

27) 拙稿「台湾における外国人非熟練労働者の受入れ—就業サービス法の審議過程の検討をとおして」沼田雅之・大原利夫・根岸忠編著『社会法をとりまく環境の変化と課題—浜村彰先生古稀記念論集』（旬報社、令和5年）324-325頁参照。

(内閣に相当)による法案10条2項は、在留資格を有する外国人(外国人労働者を含む)やその被扶養者が適用対象となる旨明記しているが、その理由について、国際的な慣例に基づき、台湾で就労している外国人労働者を加入対象にしたと説明されている²⁸⁾。以後、立法院では同法案をもとに審議が進められ、上記外国人及びその被扶養者の加入資格について定めた同項は、若干の修正を経て、可決成立した²⁹⁾。

くわえて、2011年に行政院により提出された全面改正法案では、外国人労働者について、「特定の事業主を有する被用者(有一定雇主之受僱者)」と規定することとした(同法案8条2号)³⁰⁾。その後、若干の議論がなされ³¹⁾、最終的には9条2号に移動させた上で当初の文言どおり可決成立している³²⁾。

以上の議論から鑑みるに、国民健康保険法の制定当初から外国人労働者もその対象とすることは当然の前提とされていたといえよう。くわえて、2011年の国民健康保険法全面改正に際して、同労働者が被保険者であることを明確にするため、「特定の事業主を有する被用者」と法文で規定したと解することができる。

28) 立法院第2届第2会期第14次会议议案关系文书、院总第1604号、政府提案第4713号(82年11月17日)45頁。

29) 「外国籍を有し、台湾での在留が認められる外国人居留証を交付されている者であって……被保険者となる資格を有する者……及びその被扶養者となる資格を有する者は、本保険に加入することができる(凡具有外國國籍、在臺閩地區領有外僑居留證、並符合……所定被保險人及其符合……所定眷屬資格者、始得參加本保險為保險對象)」(旧10条2項)。

30) 立法院第7届第5会期第9次会议议案关系文书、院总第1604号、政府提案第12082号(99年4月14日)政19-20頁。行政院によれば、旧10条2項を修正したものが当該文言であるという。

その後、立法委員からも全面改正法案が提出されたが、外国人労働者に関する規定も含め行政院提出の法案とほぼ同じ内容である。立法院第7届第5会期第10次会议议案关系文书、院总第1604号、委員提案第9696号(99年4月21日)委187頁以下。

31) 外国人とその被扶養者を加入させることについて若干議論されている。くわしくは立法院公報第99卷第37期第9696号委員會紀錄404-406頁参照。

32) 「台湾で居留証の交付を受け、次の各号の一に該当する者は、本保険の加入対象とする(在臺灣地區領有居留證明文件、並符合下列各款資格之一者、亦應參加本保險為保險對象)」として、「特定の事業主を有する被用者」をその対象としている(9条2号)。

②労働者保険・退職金・国民年金

1) 労働者保険

外国人労働者が適用対象となる旨明示されている（労工保険條例6条3項）。1958年に施行されて以来、同労働者は任意加入であったが（旧9条、当時は「外國職工」）、79年改正にあたって、10人以上から5人以上の労働者を使用する事業場に適用拡大する際に、同労働者も強制適用となった（旧6条2項、このときに文言を「外國籍員工」に修正）。

行政院が提出した労働者保険条例改正案によれば、台湾政府は、かつて内外人平等を定める、「ILOの労働者災害補償に付いての内外人労働者の均等待遇に関する条約」（第19号）及び「社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約」（第118号）を批准していたことから、同労働者も適用対象にしたとする³³⁾。しかし、改正が行われた1979年時点ですでにILOを脱退していたのであって、くわえて、前述のとおり、非熟練労働者をまだ受入れておらず、外国企業の駐在員を除き、外国人労働者はさほど多くなかったことからすれば、同労働者を強制適用した理由としては乏しいように思われる。

もっとも、1979年は台湾にとってきわめて重要な問題、すなわち、米台断交がなされた年であり、断交による経済的な不利益を回避しようとした結果と考えることができる³⁴⁾。つまり、同年に華僑や外国人の投資に関する根拠法である華僑帰国投資条例（華僑回國投資條例）及び外国人投資条例（外國人投資條例）ともに全面改正されていることもあわせ考慮するならば、労働者保険条例を強制適用し、外国人労働者を保護する姿勢を内外に示すことによって、海外からの投資を促し、断交に伴う経済的な損失を回避しようとしたと考えるのが妥当であろう。

33) 立法院第1届第62会期第13次会议議案關係文書、院總第468號、政府提案第1727號（67年11月4日）14-15頁。

34) 鐘秉正『社會法與基本權保障』（元照出版、2010年）173頁は、79年には社會救助法（生活保護法に相当）等の社会保障立法が多く制定されたが、これは米台断交に伴い、動揺する国民を安心させるために、政府が社会保障を重視する姿勢を示した結果であると指摘している。

制度上、外国人労働者は、台湾人と同様の給付を受けることができる。先述のとおり、熟練労働者の就労可能期間は3年であるが、延長でき、さらに5年台湾に滞在すれば永住許可申請を行うことができる一方、介護以外の非熟練労働者は最長12年、介護労働者は最長14年就労できるのみであって、当該申請を行うのは困難である。

以上から、もっとも大きな問題となるのが老齢給付である。熟練労働者は、永住によって15年以上の滞在がありうることから、老齢年金の受給は可能である。翻って、非熟練労働者は、上記のとおり、15年以上滞在することは不可能であるため、老齢一時金を受給できるとどまる^{35).36)}。

2) 強制加入の退職金

旧退職金制度の対象者は、労基法の適用対象であるから、外国人労働者も当然に対象となる。支給要件（①15年以上継続勤務している55歳以上の者、②25年以上継続勤務している者、③10年以上継続勤務している60歳以上の者のいずれか）のみからすれば、熟練労働者はもとより、非熟練労働者も10年以上台湾で就労する者がいるため、受給できる可能性はある。もっとも、同一の事業主に一定期間継続して雇用され、かつ一定の年齢に達した場合に支給されるが、こうした長期間継続勤務することは、台湾人でもあまり考えられないことから（そのために新退職金制度が創設された）、対象者がいるとしても、実際には相当に少ないであろう。

2004年の労働者退職金条例制定時、新退職金制度は、労働基準法の適用対象者のうち、中華民国籍を有する者のみを対象としていた（旧7条1項）。しかし、2013年の同条例改正時に、台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有し、台湾で就労す

35) 林良榮「我國『外勞（客工）』の勞動人權與社會保障—兼論勞保條例之適用與檢討」台灣國際法季刊11卷2号（2014年）64頁。

36) 労働部は、2021年に通達を発し、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う例外的な措置をとったが、この点について、くわしくは拙稿・前掲注1）論文183頁参照。

る外国人、中国人、香港人又はマカオ人、や台湾人配偶者と離婚又は当該配偶者の死亡後も台湾で就労する外国人、中国人、香港人又はマカオ人（旧7条1項1～3号）もその対象とした³⁷⁾。行政院提出の同条例改正案によれば、彼らは我が国の国民とともに暮らしを送っているのであるから、国民と同等の待遇が与えられるべきである、それゆえ、このたび新退職金制度の対象に加え老後の生活保障を行うことにしたとする³⁸⁾。

以上の説明がなされているが、同条例が制定された2004年から改正時の2013年までで対象者数が大幅に増えたならともかく、筆者が調べた限り、どのくらい増えたのかは不明である。それゆえ、この説明では2013年に至ってなぜ外国人労働者を対象としたのかは判然としない。

さらに、専門人材法施行後（2018年2月）、2019年に同条例を改正し、永住許可を受けた外国人労働者も適用対象に加えた（7条1項4号を新設）。同条例改正案について、行政院は、永住許可が認められた者に退職後の所得保障を行うことによって、外国人高度人材の就労を促し³⁹⁾、また、こうした者に老後の所得保障を行うのは合理的である旨述べている⁴⁰⁾。同年改正は、高度人材のさらなる受入れを目的とした専門人材法の制定及び施行と軌を一にしたものであることは間違いないであろう。

37) 2013年改正により、「中国人、香港人又はマカオ人」（法文上は「大陸地區人民、香港或澳門居民」）も対象に加えられている。台湾は中華民国を称し、その領土は中国大陸を含むとの建前をとっているが、実際には台湾本島を中心とした領域のみ実効統治している。それゆえ、中国人、香港人及びマカオ人は実質的には外国人でありながら、出入国管理上、外国人ではないとされ、日本人等とは異なる取扱いがなされている。これら3者の扱いは、本稿の問題関心と異なるため、検討の対象とはしない。

38) 立法院第8届第1会期第2次會議議案關係文書、院總第468號、政府提案第13026號（101年2月29日）政468頁。

39) 立法院第9届第2会期第12次會議議案關係文書、院總第468號、政府提案第15838號（105年11月23日）政2頁。

40) 立法院公報第108卷第38期第4681號委員會紀錄425頁。

3) 国民年金

65歳未満の国民であって、国内に戸籍を有する（在國內設有戸籍）者が被保険者となるため（国民年金法7条）、外国人は加入できない。

筆者が国民年金法制定時の立法院での審議を調べた限り、外国人を被保険者にしようとする議論はまったく見られなかった⁴¹⁾。それゆえ、台湾政府には、当初から投資目的等で滞在する外国人には、高齢や障害状態になった場合等の所得保障を行う意図がなかったものと考えるのが妥当であろう（先に述べたように、外国人労働者は労働者保険、新旧退職金制度の適用対象となっている⁴²⁾）。

③ 労災保険

労働災害保険及び労働者の保護に関する法律6条が被保険者の範囲を定めているが、労災補償部分が労働者保険にあったときと異なり、その適用に際して、先述したように、同法には人数要件はない。それゆえ、居宅介護労働者も制度上適用対象になる⁴³⁾。くわえて、外国人労働者にも適用されることが明示されている（11条）。

11条について、行政院の説明によれば、労災保険は業務に従事している者を対象とする保険（在職保険）であることから、国籍にかかわらず適用される、しかし、外国人労働者の適用非適用に関する紛争が生じかねず、それを避けるため

41) 国民党の立法委員団による法案（立法院第6届第2会期第9次會議議案關係文書、院總第1578號、委員提案第6578號（94年11月2日）委135頁）8条は「台湾に戸籍を有する（在台湾地區設有戸籍）」者を被保険者とする旨定めていたが、その後の行政院による法案では、上記法案とは異なり、現行法と同じ文言（「国内に戸籍を有する」者）となっている。立法院第6届第5会期第12次會議議案關係文書、院總第1578號、政府提案第10832號（96年5月9日）政73頁参照。

42) 衛生福利部社会保険局（社会保険司）における聞き取り調査によれば、財源の問題から外国人は適用対象とはしていないとの回答であった（令和5年9月21日）。

43) 行政解釈により、居宅介護労働者が対象となる旨明示されている（中華民國勞動部111年3月15日勞動保3字第1110150148號公告）。くわしくは中華民國勞動部勞工保險局 <https://www.bli.gov.tw/0107063.html> 参照。

定めたとする⁴⁴⁾。行政院提出の法案のほかに立法委員からも複数の法案が立法院に提出されているが、いずれの法案でも同労働者を適用対象に加えている⁴⁵⁾。

前述のとおり、労働者保険は外国人労働者も適用対象としていたことから、同保険から独立した労災保険においても当然にその取扱いを踏襲したものと考えられる。

④就業保険

台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有し、台湾で就労する外国人、中国人、香港人又はマカオ人が適用される（就業保険法5条1項2号）。

制定時の就業保険法は、15歳以上60歳未満であって、中華民国籍を有する者のみを被保険者としており（旧5条1項）、外国人労働者は対象外であった⁴⁶⁾。

しかし、2009年法改正に際して、行政院は、被保険者の年齢の上限を65歳未満にするのに合わせて、台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有し、台湾で就労する外国人にも失業の危険があることから、加入対象とした^{47)、48)}。これに対し、立法委員から反対意見が出され、また、加入させることにより増大する事業主への負担や就業保険の支出増について質疑がなされているが⁴⁹⁾、結局、行政院の提案どおり改正法案は可決成立した。

44) 立法院第10届第3會期第6次會議議案關係文書、院總第468號、政府提案第17428號（110年4月6日）政19頁。

45) たとえば、行政院による法案よりも前に提出されていた、立法院第10届第3會期第6次會議議案、院總第468號、委員提案第26166號（110年3月31日）委292-293頁では12条、立法院第10届第3會期第7次會議議案關係文書、院總第468號、委員提案第26178號（110年4月12日）委7頁では11条に規定されている。

46) 行政院提出法案5条。くわしくは立法院第5届第1會期第4次會議議案關係文書、院總第1801號、政府提案第8395號（91年3月9日）政39-40頁参照。

47) 立法院第7届第2會期第3次會議議案關係文書、院總第1801號、政府提案第11388號（97年10月1日）政3頁。

48) 2009年改正により、「中国人、香港人又はマカオ人」（法文上は「大陸地區人民、香港或澳門居民」）も対象に加えられている。本稿の問題関心と異なるため、これら3者は検討の対象とはしないことについて、前掲注37) 参照。

49) 立法院公報第97卷第64期第3675號委員會紀錄142、144-145頁。

筆者が調べた限り、なぜ行政院が2009年になって台湾人配偶者という、きわめて限られた者を被保険者としようとしたのかは不明である。考えるに、その前年(2008年)にこれまで農村部等に住む台湾人男性に東南アジア女性をあっせんしていた国際結婚仲介業が、人身売買との批判が上がったため、禁止された⁵⁰⁾。行政院が改正就業保険法案を提出したのはこの年であることから、(台湾人男性の親族から外国人配偶者は子を産むことほかに、工場等で働く役割も求められていたため)就業保険の被保険者とすることによって、同配偶者を保護しようとする意図があったのかもしれないが、憶測の域を出ないところである。

(3) 小括

これまで概観したように、制度によって外国人労働者への適用要件が異なる。すなわち、第1に台湾での就労が認められたすべての者が適用される制度(国民健康保険、労働者保険、旧退職金制度及び労災保険)、第2に台湾人との婚姻等により在留資格を有するか、永住許可を受けた者のみが適用される制度(新退職金制度及び就業保険)、第3に外国人には適用されない制度(国民年金)がある。

おわりに

労基法に根拠を有する旧退職金制度は、労働時間等の他の規定と同じように、属地主義から外国人労働者もその対象となるが、労働者に限らず、いずれの者も病気に罹患したり、疾病にかかったりするため、国民健康保険はその重要性から当初より適用対象としていた。くわえて、もともと労働者保険は労災補償も支給しており、労務提供を行う際に労働災害は不可避的に発生しうることから、国民健康保険と同様にその対象としたと考えられる(もともと、先述のとおり、1979

50) 横田祥子『家族を生み出す—台湾をめぐる国際結婚の民族誌』(春風社、令和3年)48頁。
拙稿・前掲注1)論文178-179頁もあわせて参照。

年改正前は同労働者は任意加入であった)。こうしたいきさつから考えると、労働者保険から2022年に分離独立した労災保険も外国人労働者を適用対象としたのは当然であったといえよう。

一方、新退職金制度及び就業保険は、当初いずれも中華民国籍を有する者のみをその対象としていた。しかし、前者は2013年、後者は09年に台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有し、台湾で就労する外国人労働者も加入させることとした（前者は、13年法改正で台湾人配偶者と離婚又は当該配偶者の死亡後も台湾で就労する外国人、19年法改正で永住許可を認められ、台湾で就労する者も対象とするに至った）。台湾政府は、労働者保険の2階部分である新退職金制度は基礎的な所得保障ではなく、また、主として失業時の所得保障を行う就業保険については、解雇等の離職と在留資格が関連づけられており、離職すれば、台湾に在留する根拠がなくなるため、当初はいずれも外国人労働者を加入させる意図はなかった、と考えるのが妥当であろう。一方で国際結婚が増加する中で、台湾人と婚姻し、在留する外国人配偶者は一定程度長期間滞在するであろうことから、法改正によって、台湾人に準じて両制度の対象にしたと解される（前述のとおり、新退職金制度は、高度人材受入れ促進の観点から、永住許可が認められた者もその対象に加えている）。

おわりに、被用者ではない者が加入する国民年金は、当初より今日まで外国人を適用対象とする議論はまったく存在せず、現在も外国人には適用されない。駐在員や現地採用で就労する者は労働者保険の加入対象となるのであり、労働者ではなく、投資目的等で来台する者は十分な資産等を有していることから、高齢等を理由とした所得保障を行う必要はないとの考えがあったのだらうと推測される。

これまで筆者が検討した限り、台湾政府は、基本的には、制度の性質（医療や労災といった、労働者にとって必要性が高いか、労働者保険や新旧制度双方を含む退職金のような長期保険か国民健康保険のような短期保険か）や在留資格（台湾人と婚姻し、一定程度長期間滞在する見込みがあるか、永住資格を有するか否

か)を考慮した上で、適用のあり方を決定していると考えることができよう。

もっとも、外国人労働者数がさほど多くなかった1979年に強制適用とした労働者保険のように、適用の可否にあたっては、その時々々の状況、すなわち、米台断交に伴う経済的な損失の回避や高度人材受入れ促進等さまざまな要因から決定がなされたものと推測せざるをえない。こうした点から考えると、たとえば、(実際にはその適用を受ける外国人労働者はかなり少ないといえど)労基法に根拠を有する旧退職金制度は外国人労働者にも適用される一方、新退職金制度は台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有し、台湾で就労する者等のごく一部の者にしか適用されないというように、適用非適用に関して一貫していないと見受けられるところがあるが、それはやむをえないといえよう。

本稿は、JSPS 科学研究費助成金22K01952の助成による研究成果及び2019年度日本台湾交流協会共同研究助成事業「外国人労働者受入れをめぐる労働市場法政策の日台比較—外国人非熟練労働者に焦点をあてて」(研究代表者：根岸忠 [高知県立大学文化学部准教授]、孫迺翊 [國立台灣大學法律學院教授])による研究成果の一部である。